

令和5年第8回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年8月17日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時20分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	教育委員:草間武
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、指導課長:木村成雄 義務教育学校整備課長:市塚文夫、生涯学習課長:成田佳輝 学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主事:金澤優
議 案	報告第21号 筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について 議案第34号 令和5年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について 議案第35号 筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について
議事の概要	教 育 長: ただ今より、令和5年第8回筑西市教育委員会定例会を開会します。 2. 報告事項に入ります。(1)第30回筑西市少年の主張大会について、説明をお願いします。 生涯学習課長: 報告事項(1)第30回筑西市少年の主張大会について、ご説明します。 今年の第30回大会は、9月20日(水)到下館中学校を会場として開催を予定しています。今年は、市内中学校6校と県立下館第一高等学校附属中学校の生徒、各校2名ずつの計14名が主張発表を行います。新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行していますが、未だ感染の状況が見通せない中の開催となるため、生徒等の安全を第一に考え、関係者のみ参加する形での実施となります。会場での視聴を予定している下館中学校の生徒につきましても、3学年のみ会場での視聴とし、その他の生徒については、教室でWeb視聴をする予定です。感染がさらに拡大するような状況になった場合は、3学年についても、体育館での視聴からWeb視聴への切り替えや、会場を下館中学校からコミュニティプラザに変更することも想定して準備を進めています。 少年の主張大会は、コロナ禍以前は、例年、教育委員の皆さまにもご視聴いただいていたましたが、感染対策の

内容にご理解とご協力をいただき、今年度についても教育委員の皆さまのご視聴を中止とさせていただきます。

以上、報告いたします。

教 育 長： ただいま、報告事項（１）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

続きまして、３．議事に入ります。報告第 21 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

義務教育学校整備課長： 報告第 21 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

４月の人事異動、年度当初の役員改選等により、筑西市学校の在り方検討委員会委員会の組織、運営等に関する要綱、第 3 条及び第 4 条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。この度、役員改選により、新たに 1 名の方に委員の委嘱を行いました。委嘱期間は、前任者の残任期間となり、令和 6 年 3 月 31 日までの委嘱となります。また、次回の「学校の在り方検討委員会」の開催は 9 月 26 日（火）に予定しています。説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教 育 長： ただいま、報告第 21 号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。続きまして、議案第 34 号「令和 5 年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 34 号「令和 5 年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、ご説明します。

令和 5 年度筑西市一般会計補正予算第 4 号につきましては、8 月 30 日から開会予定の、第 3 回筑西市議会定例会に提出する補正予算議案となります。

はじめに、歳入予算補正です。主管課・学務課、款・国庫支出金、項・国庫補助金、補正額・262 万 5 千円の増額補正をお願いするものです。事業概要は、教育情報化整備事業として、学校の校内通信ネットワークの、通信環境の改善業務に活用するための財源として、国の補助金「公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金」の交付決定を受けたことから、歳入の増額補正をお願いするものです。

次に、歳出予算補正です。主管課・学務課、No.1 の「子ども議会開催事業」の予算 18 万円を減額し、新たに No.2 の「中学校主権者教育推進事業」として 18 万円の増額補正をお願いするものです。これまで「子ども議会開催事業」として、2 年に 1 度、市議会の議場において中学生による模擬議会を開催してきましたが、その

事業内容を全面的に見直し、「中学校主権者教育推進事業」として実施します。まず、市の総合計画や選挙制度について、市の職員が各中学校に出向いて出前授業を行います。また、実際に市議会の本会議を傍聴する体験型授業を実施することにより、中学生が身近な地方自治への興味関心を高め、主権者としての自覚を持つきっかけとなるよう、事業の再構築を行うものです。

No. 3について、主管課・義務教育学校整備課、事業名・小中一貫教育推進事業、摘要欄・委託料、補正額・673万2,000円の増額補正をお願いするものです。今年3月に閉校した下館北中学校の跡地利用を図るため、土地及び建物の不動産鑑定と、敷地の境界測量を行うための増額補正をお願いするものです。

No. 4について、主管課・義務教育学校整備課、事業名・小学校施設環境整備改修事業、摘要欄・五所小学校バリアフリー改修工事費、補正額770万円の増額補正をお願いするものです。来年度、五所小学校に、身体に障害のある児童が入学する予定のため、当該児童が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、1階教室及びトイレのバリアフリー改修工事を実施するため、増額補正をお願いするものです。

次に、債務負担行為補正です。No. 1について、事項名・明野五葉学園スクールバス運行委託、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間、限度額は、6億9,467万円です。来年4月に開校予定の明野五葉学園のスクールバスについて、4月から運行がスタートできるよう、今年度中に事業者の選定及び契約締結をする必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

No. 2からNo. 4ですが、来年4月に開校予定の明野五葉学園のスクールバスについて、児童生徒及び保護者に安心して利用していただけるよう、バスの乗降確認システムを導入するものです。

No. 2・スクールバス乗降確認システム情報機器賃貸借は、スクールバス乗降確認システムのタブレット型情報端末の賃借料、期間は令和6年度から令和10年度までの5年リース、限度額は5年間で478万円です。No. 3・スクールバス乗降確認システム情報端末用SIM利用料は、バスに設置するタブレット型情報端末の通信料、金額は年間で72万2,000円です。No. 4・スクールバス乗降確認システム利用料は、スクールバス乗降確認システムのシステム利用料、金額は年間で19万8,000円です。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第34号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第34号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第34号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第 35 号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

義務教育学校整備課長： 議案第 35 号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、ご説明します。

筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部を改正する理由ですが、現在、当条例により、下館中学校においてスクールバスを運行していますが、令和 6 年 4 月の明野五葉学園の開校に伴い、明野五葉学園においてスクールバスを運行させるため、所要の改正を行うものとなります。

改正内容ですが、第 1 条の趣旨について、現行では、「学校の統合により遠距離通学となり、又は新たな負担が生じる生徒の通学時における負担の軽減を図るため」としていましたが、改正案では、「学校の統合により、通学区が拡大した学校に在籍する児童生徒の通学の手段としてスクールバスを運行すること」と改正しています。現行、「生徒」としていたところを、明野五葉学園では、前期課程（小学生）も対象としていることから、「児童」を追記しています。また、「統合により新たな負担が生じる」という表現について、新たな負担が生じる者は統合前の学校に通っていた児童生徒のみが対象となり、それ以降、統合後の学校に 1 年生として通学する児童生徒は、新たな負担が生じないことから、適正な表現に改めるため、所要の改正を図るものです。

第 2 条の利用対象者については、現行では「スクールバスに自ら乗降できるもの」を、改正案では「スクールバスの乗降場所において自ら乗降できるもの」とし、第 1 項に規定していた距離要件を、第 4 条の運行内容に移行するとともに、生徒の表現を児童生徒に改正しています。

第 4 条の運行内容につきましても、改正案で、生徒を児童生徒に改め、先に述べた距離要件を「この場合において、乗降場所は、バス運行校のうち、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあってはおおむね 3 Km、中学校にあってはおおむね 6 Km の範囲外に設置するものとする」としています。

第 5 条・利用許可等、第 6 条・保護者負担金につきましても、生徒を児童生徒に改めます。

附則についてですが、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からの施行、ただし第 2 項において「第 5 条に規定する許可の手続き、その他スクールバスの運行にあたり必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる」としています。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長： ただいま、議案第 35 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

協 議

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 35 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 5 年第 8 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。